

昭和 53 年 3 月 14 日
埼 例 規 第 9 号 ・ 務
警 察 本 部 長

埼玉県警察組織規程の運用について

(概要)

本通達は、埼玉県警察組織規程（昭和 51 年埼玉県警察本部訓令第 1 号）の解釈及び運用方針を定めている。